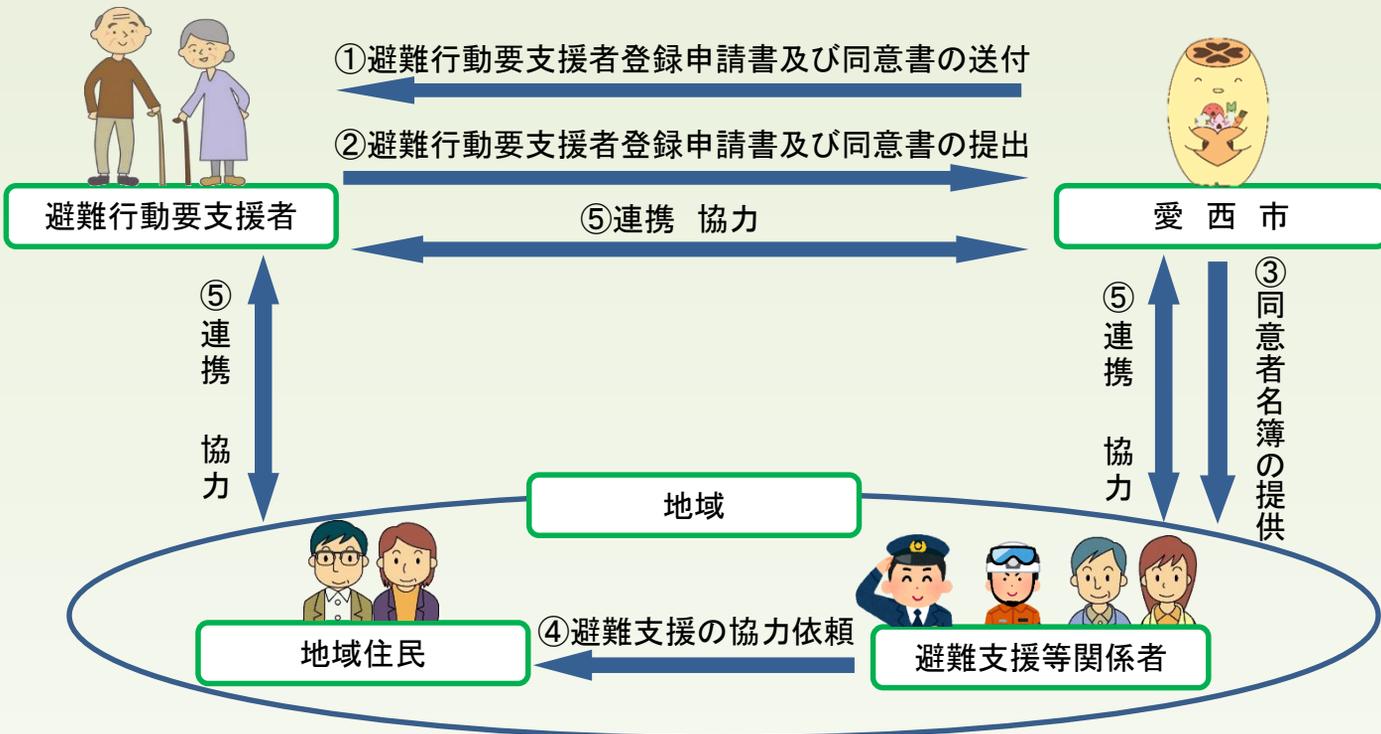


避難行動要支援者支援制度について

避難行動要支援者支援制度とは

高齢者や障害者など、自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を整備し、いざというときに地域における助け合いの力で、迅速な安否確認や避難支援を行う仕組みです。



避難行動要支援者の対象者

種別	対象者
高齢者	①65歳以上の一人暮らし ②要介護3以上の居宅で生活する者
障害者	①身体障害者手帳1～2級の者 ②療育手帳A判定の者 ③精神障害者保健福祉手帳1級の者
難病患者	難病患者の認定者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への記載を求める者の中で市長が必要と認めた者

※施設入所等で在宅でない者は対象外となります。

※「65歳以上の一人暮らし高齢者」は、同一敷地内に家族がいる等支援を受けて避難をできる方は対象外となります。

【Q&A】

Q1 避難行動要支援者名簿をどのように利用するのですか？

A1

同意が得られた方については、平常時に希望する地域の避難支援等関係者へ提供され、避難訓練や日頃の見守り活動に利用されます。

Q2 個人情報が入り漏れすることはあるのですか？

A2

名簿情報は担当する地域の避難等支援者に限り提供し、個人情報が無用に共有、利用されないように指導します。また、支援者に対しては守秘義務を課しています。

Q3 名簿情報の平常時からの提供に「不同意」で回答するとどうなりますか？

A3

平常時に名簿の提供はされません。災害が発生または発生するおそれがある場合など、生命や身体を守るために特に必要があるとき、同意・不同意にかかわらず、避難支援等関係者へ名簿の情報が提供されます。

Q4 同意をしたら必ず誰かが助けに来てくれるの？

A4

災害時は誰もが被災者です。地域に情報提供しても、災害の状況により必ずしも支援が受けられるとは限りません。支援を希望された方自身も、常に自分の身は自分で守る意識を持って普段から地域の方々と積極的にコミュニケーションをとるように心がけましょう。

